

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析しこのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を民間事業者に委託しているため、事業者選定の際に事業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	中野区は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・保険料の減額の申請 ・特別給付費等の支給申請 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、中野区は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ○地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 住民情報連携基盤システム 3. 中間サーバー 4. マイナポータル サービス検索・電子申請機能 5. 介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格情報ファイル (2)認定情報ファイル (3)受給情報ファイル (4)給付情報ファイル (5)賦課情報ファイル (6)収納滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【法定事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表項番100 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第六号 【独自利用事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の5及び6の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【法定事務】 (情報提供) 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表項番2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、144、161 (情報照会) 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条表項番131、132 【独自利用事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 別表第2の5及び6の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域支えあい推進部介護保険課
②所属長の役職名	地域支えあい推進部介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護保険課 管理係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護保険課 管理係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することとし、記録媒体は事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・保険料の減額の申請 ・特別給付費等の支給申請	事前	
平成27年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの概要		5. 東京共同電子申請・届出サービス	事前	
平成27年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		3. 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月5日 第77号) 別表第1の5及び6(第3条関係)	事前	
平成29年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	区民サービス管理部副参事(介護保険担当)小 山 真実	区民サービス管理部副参事(介護保険担当)古 川 康司	事前	
平成30年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険被保険者管理システム 2. 介護保険受給者管理システム 3. 住民情報連携基盤システム 4. 中間サーバー 5. 東京共同電子申請・届出サービス	1. 介護保険システム 2. 住民情報連携基盤システム 3. 中間サーバー 4. 東京共同電子申請・届出サービス	事前	
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	区民サービス管理部副参事(介護保険担当)古 川 康司	区民サービス管理部副参事(介護保険担当)	事前	
令和1年5月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①区民サービス管理部介護保険分野 ②区民サービス管理部副参事(介護保険担当)	①地域支えあい推進部介護・高齢者支援課 ②地域支えあい推進部介護・高齢者支援課長	事前	
令和1年5月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	中野区役所 区民サービス管理部 介護保険 分野 制度運営担当 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp	中野区役所 地域支えあい推進部 介護・高齢 者支援課 管理企画係 E-mail: kaigokourei@city.tokyo-nakano.lg.jp	事前	
令和1年5月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	中野区役所 区民サービス管理部 介護保険 分野 制度運営担当 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp	中野区役所 地域支えあい推進部 介護・高齢 者支援課 管理企画係 E-mail: kaigokourei@city.tokyo-nakano.lg.jp	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課 管理企画係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigokourei@city.tokyo-nakano.lg.jp	郵便番号164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護保険課 管理係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp	事前	
令和7年1月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	郵便番号164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課 管理企画係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigokourei@city.tokyo-nakano.lg.jp	郵便番号164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号 中野区役所 地域支えあい推進部 介護保険課 管理係 電話:03-3228-5629 E-mail: kaigohoken@city.tokyo-nakano.lg.jp	事前	
令和7年1月22日	IVリスク対策 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二に基づく項番を記載(全文は略)	特定個人情報の提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,6,7,20,38,42,48,56,65,69,70,80,81,82,86,87,115,116,119,125,126,128,131,132,137,155,156項 特定個人情報の照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131,132項	事前	
令和7年1月22日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし (様式に新規追加された項目であるため)	対策は十分である。 判断の根拠: 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月22日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし (様式に新規追加された項目であるため)	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 対策は十分である。 判断の根拠: ・特定個人情報を含む書類や記録媒体は、施錠できる書棚等に保管することとし、記録媒体は事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和8年7月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なし (新たな、介護情報基盤を活用した情報連携であるため)	「〇地域支援事業に関する事務」の概要追加	事前	
令和8年7月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	なし (新たな、介護情報基盤を活用した情報連携であるため)	介護情報基盤	事前	
令和8年7月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし (新たな、介護情報基盤を活用した情報連携であるため)	・番号法第19条第六号	事前	
令和8年7月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	
令和8年7月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	
令和8年7月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. ぴったりサービス	4. マイナポータル サービス検索・電子申請機能	事前	